

ラオスにおける産業財産権権利化 費用

Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成
(日本国弁理士)



Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

■概要

ラオスにおける産業財産権の権利化に係る出願、中間処理、維持等の主な費用（知的財産局に対する費用および代理人費用）について、特許、小特許、意匠、商標の出願種別ごとに表形式で紹介する。

■詳細

次ページに、特許、小特許、意匠および商標の権利化費用に関する一覧表を示す。

なお、一覧表中のラオス知的財産局（DIP）に対する登録費用については、ラオス商工省外国貿易政策局（Foreign Trade Policy Department, Ministry of Industry and Commerce）のウェブサイトを参照した。また、代理人費用は、ラオスの現地事務所から得た情報をまとめたものであるが、事務所により大きく異なる可能性があることに留意されたい。表に示す代理人料金の幅はあくまで目安であり、各項目に関する代理人費用の上限・下限を示すものではない。

(1) 特許

	政府費用 (USD*)	代理人手数料(USD)
出願		
出願費用 (PCT 国内移行 の場合を含む)	140 <ul style="list-style-type: none"> 明細書 50 頁を超える 場合、1 頁につき 7 15 請求項を超える 場合、1 請求項につき 7 	900 - 1,100 (前提：ラオス語への 翻訳費用を含む (英文 100 行))
中間処理費用		
出願公開費用	50	400 - 490 (前提：1 回応答)
特許の付与円滑化に 関する協力** (CPG : Cooperation for facilitating Patent Grant) 申請	240 <ul style="list-style-type: none"> 新規特許出願の場合 係属中の特許出願の 場合 100	
補正書	14	
登録		
登録費用	14	200 - 250
特許公報	50	
年金		
第 1 年から第 4 年	-	-
第 5 年	94	一回につき 130 - 160
第 6 年	110	
第 7 年	120	
第 8 年	134	
第 9 年	160	
第 10 年	185	
第 11 年	240	
第 12 年	290	
第 13 年	360	
第 14 年	425	

第15年	490	
第16年	570	
第17年	650	
第18年	725	
第19年	805	
第20年	910	

* 換算比率 USD 1 = KIP (キープ) 8,000

(2) 小特許

	政府費用 (USD*)	代理人手数料(USD)
出願		
出願費用 (PCT 国内移行 の場合を含む)	70 • 明細書 50 頁を超える 場合、1 頁につき 7 • 15 請求項を超える 場合、1 請求項につき 7	770 - 950 (前提：ラオス語への 翻訳費用を含む (英文 100 行))
中間処理費用		
出願公開費用	37	250 - 310 (前提：1 回応答)
補正書	14	
登録		
登録費用	14	200 - 250
公報	37	
年金		
第1年	25	一回につき 130 - 160
第2年	45	
第3年	50	
第4年	63	
第5年	75	
第6年	88	
第7年	113	
第8年	138	

第9年	163	
第10年	188	

* 換算比率 USD 1 = KIP (キープ) 8,000

(3) 意匠

	政府費用(USD*)	代理人手数料(USD)
出願		
出願費用	54	550 - 670
	<ul style="list-style-type: none"> • 30頁を超える場合、1頁につき 	
	4	
	<ul style="list-style-type: none"> • 15クレームを超える場合、1クレームにつき 	
	7	
中間処理費用		
出願公開費用	24	250 - 310 (前提：1回応答)
補正書	14	
登録		
登録費用	14	200 - 250
意匠公報	27	
年金		
第1年から第5年	94	一回につき 130 - 160
第6年から第10年	134	
第11年から第15年	160	
更新		
第2期間 (第6年～第10年)	14	一回につき 130 - 160
第3期間 (第11年～第15年)	14	

* 換算比率 USD 1 = KIP (キープ) 8,000

(4) 商標

	政府費用 (USD*)	代理人手数料 (USD)
出願		
出願費用	1 区分ごとに 150	990 - 1,200 (前提：3 区分、 優先権主張)
中間処理費用		
補正書	54	1,100 - 1,300 (前提：1 回応答)
意見書	54	
登録		
登録費用	1 区分につき 150	990 - 1,200 (前提：3 区分、 優先権主張)
更新		
更新費用	1 区分につき 150	1 区分につき 220 - 260

* 換算比率 USD 1 = KIP (キープ) 8,000

■ ソース

ラオス知的財産局 (DIP) に対する登録費用に関する料金表

URL: <http://www.laoservicesportal.gov.la/index.php?r=site%2Fdisplaylegal&id=188>

** 「特許の付与円滑化に関する協力 (CPG) について」 (日本国特許庁)

<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)